

## 77. 「福島県浪江町復興支援プロジェクト」の設置

(学外対応分)

### 実施時期又は期間

平成23年9月29日 ～継続中

### 対応部局及び人員

保健学研究科，理工学研究科，農学生命科学部，北日本新エネルギー研究所，白神自然環境研究所，被ばく医療総合研究所の教員

### 実施の背景・目的

福島原発事故による放射能汚染を受け警戒区域等に指定された福島県浪江町の復興を支援する。

### 実施概要

弘前大学は平成23年9月29日に放射線問題解決を目指し浪江町と連携協定を締結した。

同年12月に本学からの支援内容を提案，町と調整し，現在は町民の健康相談，環境放射線モニタリング，植物を利用した放射性物質の除染研究等の支援活動を行っている。

また，本年8月に浪江町津島地区の集会所の一部を借り受け，調査活動の拠点となる「弘前大学浪江町復興支援施設」を設置した。

さらに，10月16日に本学において浪江町馬場町長による特別講演会を開催した。

### 効果又は結果

現在まだ支援活動中であるが，現段階においては浪江町民の健康管理に関して寄与しており，活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展の一助となっている。

### 今後の課題

「弘前大学」全学として長期的な支援が必要であり，当該支援活動経費を要する。

### 担当部局名

被ばく医療総合研究所



H23. 9. 29協定締結 (左:遠藤学長、右:馬場町長)



H24. 10. 16馬場町長特別後援会

## 国立大学法人弘前大学と福島県双葉郡浪江町との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と福島県双葉郡浪江町（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) 除染を含む環境改善に関すること。
- (2) 教育及び人材育成に関すること。
- (3) 文化の育成・振興に関すること。
- (4) 健康づくり・医療・福祉に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

2 前項各分野において連携・協力を推進するにあたり、その方策等については、必要に応じて別途定める。

### （秘密保持）

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （協定書の期限等）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

2 協定期間中にいずれかより解消の申し出があった場合、両者協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

### （その他）

第5条 本協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年 9月29日

甲 国立大学法人弘前大学長

遠藤正彦



乙 福島県双葉郡浪江町長

馬場有



協 定 書